

お客さんに安心してお越しいただける新型コロナ対策を！

がんばろう萩！

新型コロナウイルス 感染対策補助金

市内の中小企業者等の皆さんが、来客者の安全・安心を確保するための補助金です

申請期間 令和3年3月1日～6月30日

※予算がなくなり次第終了します

上限
20万円

補助対象経費の10/10

1,000円未満は切り捨て

対象となる経費の例

事業者が**来客者の安全・安心を確保**しながら事業活動を行う上で必要な感染症対策に係る備品・什器の経費の一部を補助します

①飛沫対策

飛沫防止用のアクリルパネルやビニールカーテンの備付けなど

※消耗品に該当するものは不可

②換気・空気清浄対策

空気清浄機や消毒用次亜塩素酸水拡散器など

③その他衛生管理対策

来客用のパーテーションや検温用サーモグラフィー（非接触の体温測定器）など

■対象外となる経費の例

- ・恒常的な人件費、家賃、光熱水費、機器通信費など固定的経費
- ・消費税などの公租公課、支払利息や振込手数料等の経費
- ・既存施設に工事を伴うもの（換気扇など資産価値を高めるもの）
- ・他の機能を主体とするもの（エアコンに空気清浄機能がついているなど）
- ・マスクや消毒液、体温計など消耗品に該当する経費、など

※既存施設や設備の更新や改装など新型コロナウイルスの感染防止対策として直接関連性が認められないもの、汎用性の高いもの、施設の規模を超えるような性能のもの、チャレンジ補助金で導入したものと同等なものは対象にならない場合があります。

対象となる事業者

○令和2年12月～令和3年5月のいずれか1月の売上が前年同月より5%以上減少している

○市内に本店や主たる事業所があり、現在、事業活動を行っており、今後も経営を継続する意思のある中小企業や個人事業主など

（中小企業や個人事業主とは）

中小企業基本法や中小企業団体の組織に関する法律に規定する事業者（法人・個人事業主）、営利事業を行っている社団法人等やNPO法人

これまで他の新型コロナ対策の補助金・給付金を受けている方も対象となります

手続きの流れ

①購入予定の備品等について**事前に商工振興課へご相談いただいた後に購入**、支払い

※できるだけ市内事業者で購入をお願いします



②所定の申請書兼請求書に売上が減少していることが分かる書類（確定申告書や売上台帳等の写し）領収書、設置している様子の写真、滞納のない証明を添付して**商工振興課へ提出**



③審査後、約3週間で指定の口座へ振り込み

新型コロナ経済対策 問い合わせ窓口

- ▷萩市役所商工振興課 (0838-25-3108)
- ▷萩商工会議所 (0838-25-3333)
- ▷萩・阿西商工会 (0838-54-5500)
- ▷萩阿武商工会 (08387-2-0213)

申し込み 萩市役所商工振興課